

資料 1

第 1 号議案

名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）について（諮問）

令和 5 年 1 2 月 2 2 日提出

愛知県清須市都市計画審議会
会 長 河 邑 眞

理由書

(名古屋都市計画道路 1・4・7号高速3号線

及び 1・3・11号名岐道路)

1. 路線の概要

1・4・7号高速3号線（以下「高速3号線」という）は、昭和45年に清須市朝日検見から名古屋市港区船見町地先を結ぶ自動車専用道路として、都市計画決定され、そのうち清須ジャンクションから明道町ジャンクションの区間は平成19年に名古屋高速道路高速6号清須線として供用されています。

1・3・11号名岐道路（以下「名岐道路」という）は、平成8年に北名古屋市山之腰五条から清須市阿原鴨池を結ぶ自動車専用道路として、都市計画決定され、平成17年に名古屋高速道路高速16号一宮線として供用されています。

高速3号線及び名岐道路は全長81.2kmの名古屋高速道路を構成する路線の一部であり、名古屋高速道路は、名古屋市域及びその周辺地域における都市高速道路として、この地域における交通の円滑化を図り、住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与しております。

名古屋都市計画区域マスタープラン(愛知県:平成31年3月策定)においては、主要な都市計画の決定等の方針を『広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります。』としています。

清須市都市計画マスタープラン(清須市:平成31年3月策定)においては都市施設の基本方針を『広域交通の骨格である(都)高速3号線や(都)伏見町線等については、国、愛知県と連携し、適切に維持・管理を進めます。』としています。

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

名古屋高速道路の料金体系は、都市高速道路において、大量の交通を効率良く円滑に処理することが極めて重要であることや構造上出路に付加的スペースの入手が困難であることから「均一料金制」を採用してきました。

また、名岐道路も含めた1・4・2号高速名古屋環状2号線（以下「高速名古屋環状2号線」という）外側の路線は、内側の路線と交通特性が異なることから、2料金圏制を採用してきました。

これらを踏まえて、名古屋高速道路では、基本的に入口徴収方式を採用しており、高速名古屋環状2号線からの流入と料金圏を跨ぐ交通については、本線料金所を設置して、それぞれの交通を区別せず、料金を徴収しておりました。

また、名岐道路北行きにおいては、本線料金所を設置せず、出口に料金所を設置し、出口徴収方式としていました。このため、名岐道路北行きの入口には料金所が設置されていません。

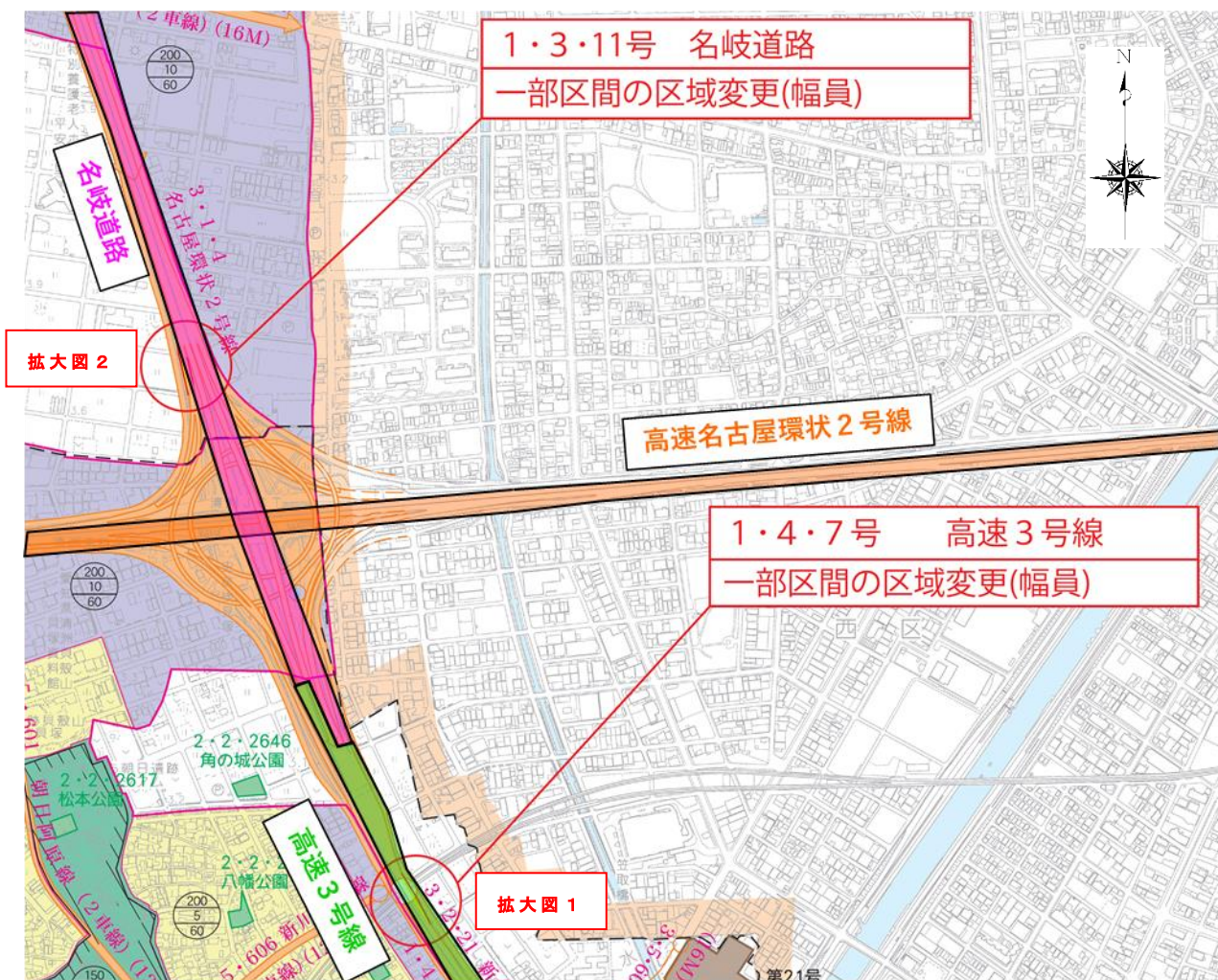
しかしながら、令和3年5月から名古屋高速道路は対距離料金制に移行するとともに、料金圏が廃止されたことで料金圏の継ぎ目の本線料金所及び出口料金所の撤去を進める方針となりました。

対距離料金制への移行及び料金圏の廃止により、現金で料金を支払う車両（以下「現金車」という）は基本的に出口料金所がなく、利用経路が判別出来ないことから入口から最遠の出口までの料金を徴収することとなっています。これにより、旧料金圏を跨ぐ利用の場合、現金車は本線料金所または、出口料金所で既に料金を支払っていることを証明する必要があるため、一旦停止する必要があるため、利用者が不便を強いられている状況です。ETCによる無線通信で料金を支払う車両（以下「ETC車」という）においても、一旦停止をする必要はありませんが、本線料金所や出口料金所で一時減速をする必要があるため、快適性を阻害している状況です。また、支払い手段に限らず、料金所通過後の合流部における錯綜により、事故発生の恐れがある状況となっています。

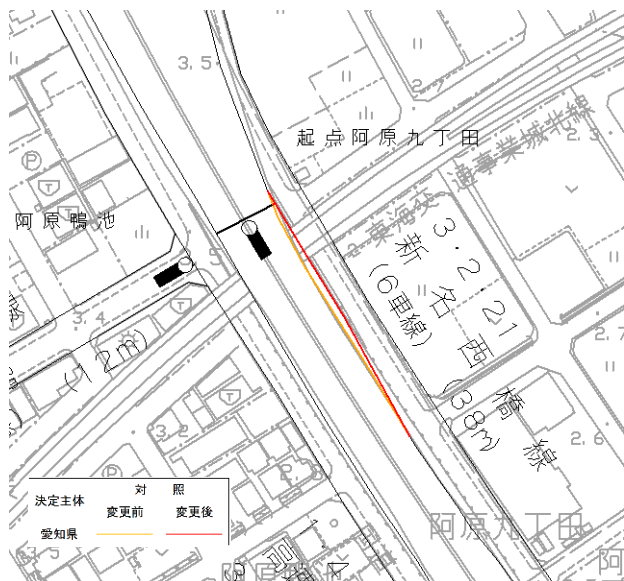
以上の背景から、高速3号線では、高速名古屋環状2号線から名古屋高速道路への流入部に入口料金所を設置することにより、本線料金所を撤去することができます。よって本線料金所における、現金車の一時停止やETC車の一時減速が不要となり、利便性、快適性及び安全性が向上します。それに伴い、名岐道路から高速3号線への流入交通の速度が上がることで、高速名古屋環状2号線から高速3号線への合流部における既存の加速車線長では不足することとなり、加速車線長を延長する必要があるため、幅員の拡幅を行います。

また名岐道路では、高速名古屋環状2号線から名岐道路北行きへの流入部に入口料金所を設置することにより、出口料金所を撤去することができます。よって出口料金所における現金車の一時停止やETC車の一時減速が不要となり、利便性、快適性及び安全性が向上します。入口料金所を設置するにあたり、設置のための幅員の拡幅を行います。

以上のことから、当該区間の区域及び幅員の変更を行います。



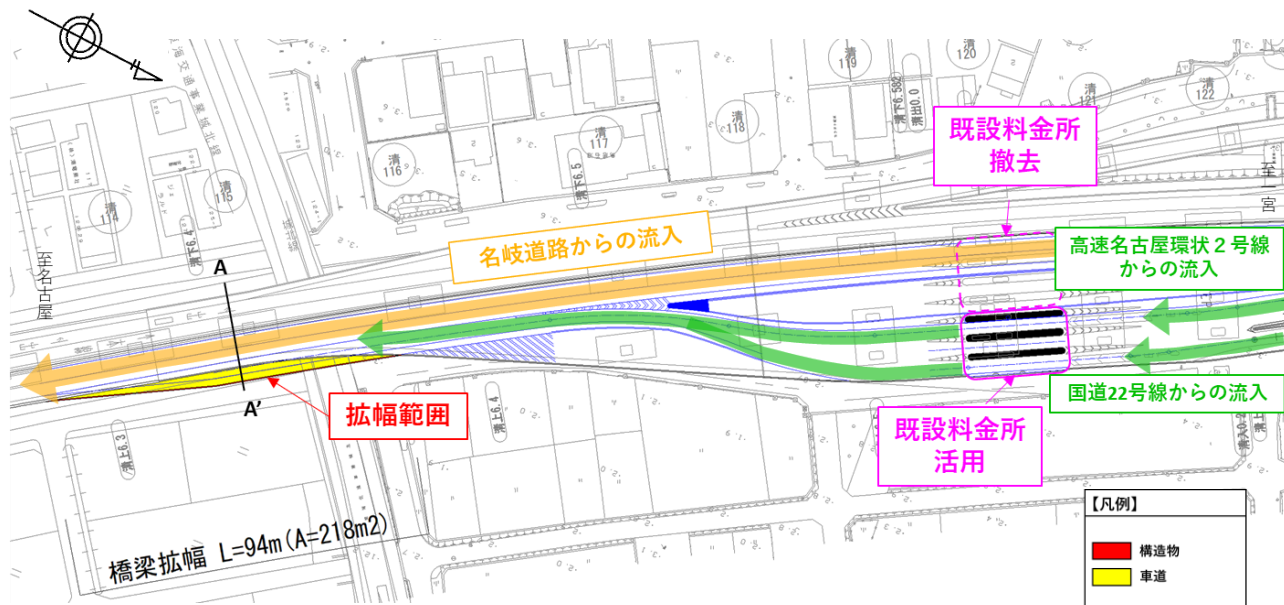
拡大図1 (1・4・7号高速3号線)



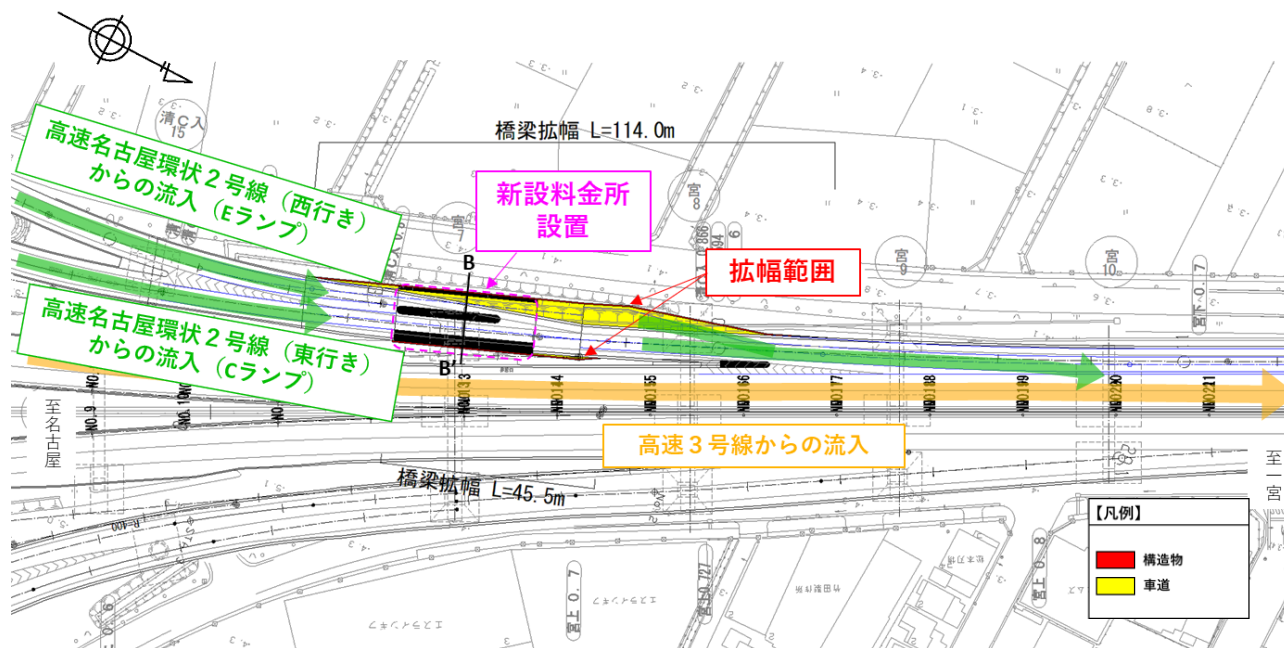
拡大図2 (1・3・11号名岐道路)



平面図 1 (1・4・7号高速3号線)



平面図 2 (1・3・11号名岐道路)



(2) 都市計画変更の内容

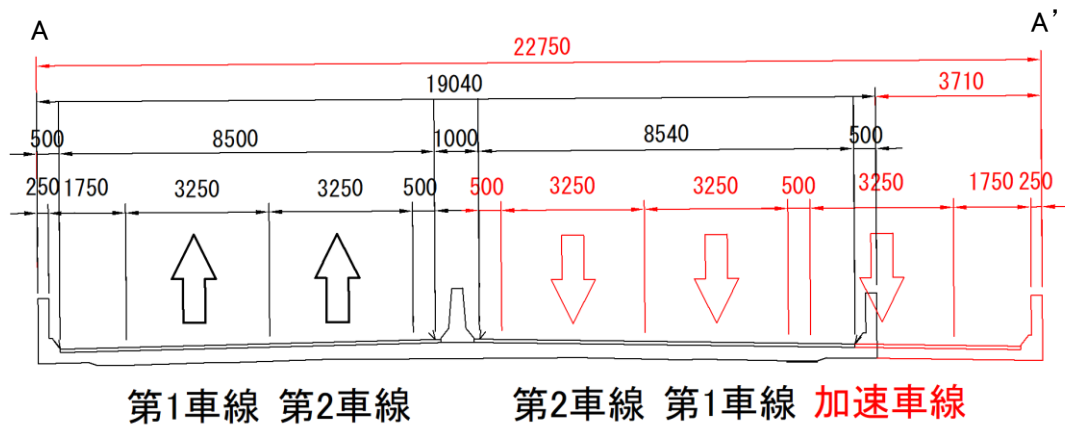
【1・4・7号高速3号線】

変更の延長	○約 94m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する		
		新	旧
	本線拡幅部幅員	22.75m	19.04m

○幅員構成

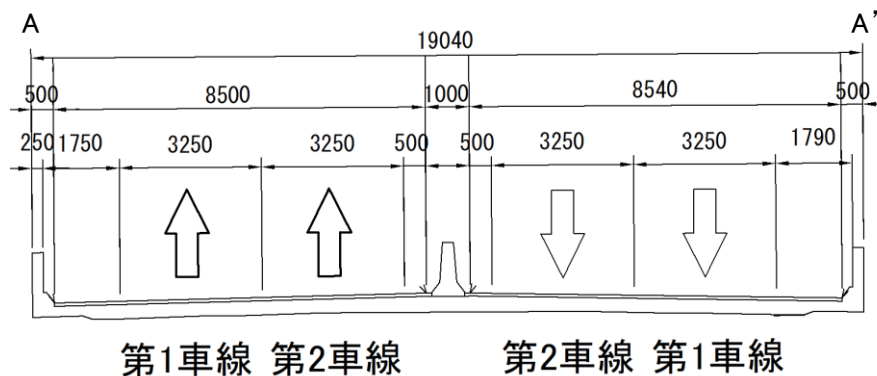
(変更後)

- ・本線拡幅部 (A-A' 断面) 幅員 W=22.75m



(変更前)

- ・本線拡幅部 (A-A' 断面) 幅員 W=19.04m



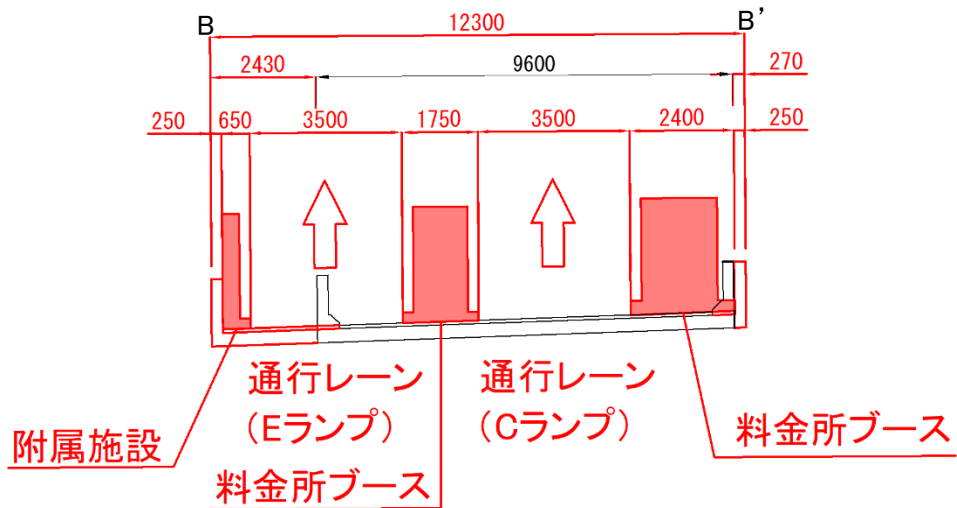
【1・3・11号名岐道路】

変更の延長	○約 114m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する		
		新	旧
	料金所中心部幅員	12.3m	9.6m

○幅員構成

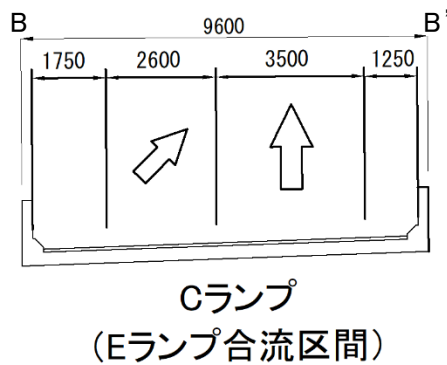
(変更後)

- ・料金所中心部 (B-B' 断面) 幅員 W=12.3m



(変更前)

- ・料金所中心部 (B-B' 断面) 幅員 W=9.6m



名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)

都市計画道路中1・4・7号高速3号線及び1・3・11号名岐道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・4・7	高速3号線	清須市朝日検見	名古屋市港区船見町地先	清須市阿原宮東、名古屋市西区あし原町、清須市西枇杷島町小田井一丁目、名古屋市西区庄内通一丁目、名古屋市中村区名駅四丁目、名古屋市熱田区六番一丁目、名古屋市港区東海通三丁目	約19,680m	嵩上式	4車線	19m		
	車線の数の内訳		3車線			約2,870m					
		4車線			約16,810m						
その他		<p>なお、清須市阿原九丁田及び鴨池地内にジャンクションを設ける。</p> <p>なお、清須市阿原鴨池地内にジャンクションを設ける。</p> <p>なお、名古屋市西区那古野二丁目地内にジャンクションを設ける。</p> <p>なお、名古屋市中村区名駅南三丁目地内にジャンクションを設ける。</p> <p>なお、名古屋市中川区山王三丁目地内にジャンクションを設ける。</p> <p>なお、清須市朝日検見地内に入口を設ける。</p> <p>なお、清須市朝日貝塚地内に出口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市西区鳥見町四丁目地内に出入口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市西区庄内通二丁目地内に入口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市西区庄内通一丁目地内に出口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市西区新道二丁目地内に出入口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市中村区名駅四丁目地内に入口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市中村区名駅五丁目地内に出口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市中村区名駅南四丁目地内に出入口を設ける。</p> <p>なお、名古屋市中川区山王三丁目地内に入口を設ける。</p>									<p>高速名古屋環状2号線に接続</p> <p>名岐道路に接続</p> <p>高速分岐2号線に接続</p> <p>高速1号線に接続</p> <p>高速分岐3号線に接続</p> <p>終点方向 都市計画道路名古屋環状2号線に接続</p> <p>起点方向 都市計画道路名古屋環状2号線に接続</p> <p>起点方向入口 終点方向出口 都市計画道路新名西橋線に接続</p> <p>終点方向 都市計画道路江川線に接続</p> <p>起点方向 都市計画道路江川線に接続</p> <p>起点方向入口 終点方向出口 都市計画道路江川線に接続</p> <p>起点方向 市道錦通線に接続</p> <p>起点方向 市道錦通線に接続</p> <p>起点方向出入口 都市計画道路広井町線に接続</p> <p>終点方向 都市計画道路江川線に接続</p>

		なお、名古屋市市中川区尾頭橋三丁目地内に出口を設ける。							起点方向 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市熱田区西郊通七丁目地内に入口を設ける。							起点方向 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市熱田区六番一丁目地内に出口を設ける。							終点方向 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市熱田区六番三丁目地内に入口を設ける。							終点方向 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市港区七番町一丁目地内に出口を設ける。							起点方向 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市港区港明二丁目地内に出入口を設ける。							起点方向入口 終点方向出口 都市計画道路江 川線に接続
		なお、名古屋市港区木場町地内に出入口を設ける。							起点方向出口 終点方向入口 都市計画道路港 楽木場町線に接 続
		なお、名古屋市港区船見町地内に出入口を設ける。							起点方向入口 終点方向出口 都市計画道路船 見町線に接続
1・3・11	名岐道路	北名古屋市 山之腰五条	清須市阿原 鴨池	清須市春日 中沼	約4,430m	嵩上式	4車線	26.1m	
	その他	なお、清須市朝日及び名古屋市西区中沼町地内にジャンクションを設ける。							高速名古屋環状 2号線に接続
		なお、清須市阿原地内にジャンクションを設ける。							高速3号線に接 続
		なお、北名古屋市字福寺神明地内に入口を設ける。							終点方向入口 都市計画道路 国道22号線 に接続
		なお、北名古屋市字福寺天神地内に出口を設ける。							起点方向出口 都市計画道路 国道22号線 に接続
		なお、清須市春日鳥出地内に出口を設ける。							終点方向出口 都市計画道路 国道22号線 に接続
		なお、清須市春日五反地地内に入口を設ける。							起点方向入口 都市計画道路 国道22号線 に接続

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・4・7号高速3号線において、料金徴収方法の変更による既設料金所の一部撤去を行うため、一部区間の区域の変更を行う。また1・3・11号名岐道路において、同じく料金徴収方法の変更による新設料金所の設置を行うため、一部区間の区域を変更するものである。

名古屋都市計画区域 清須市都市計画図

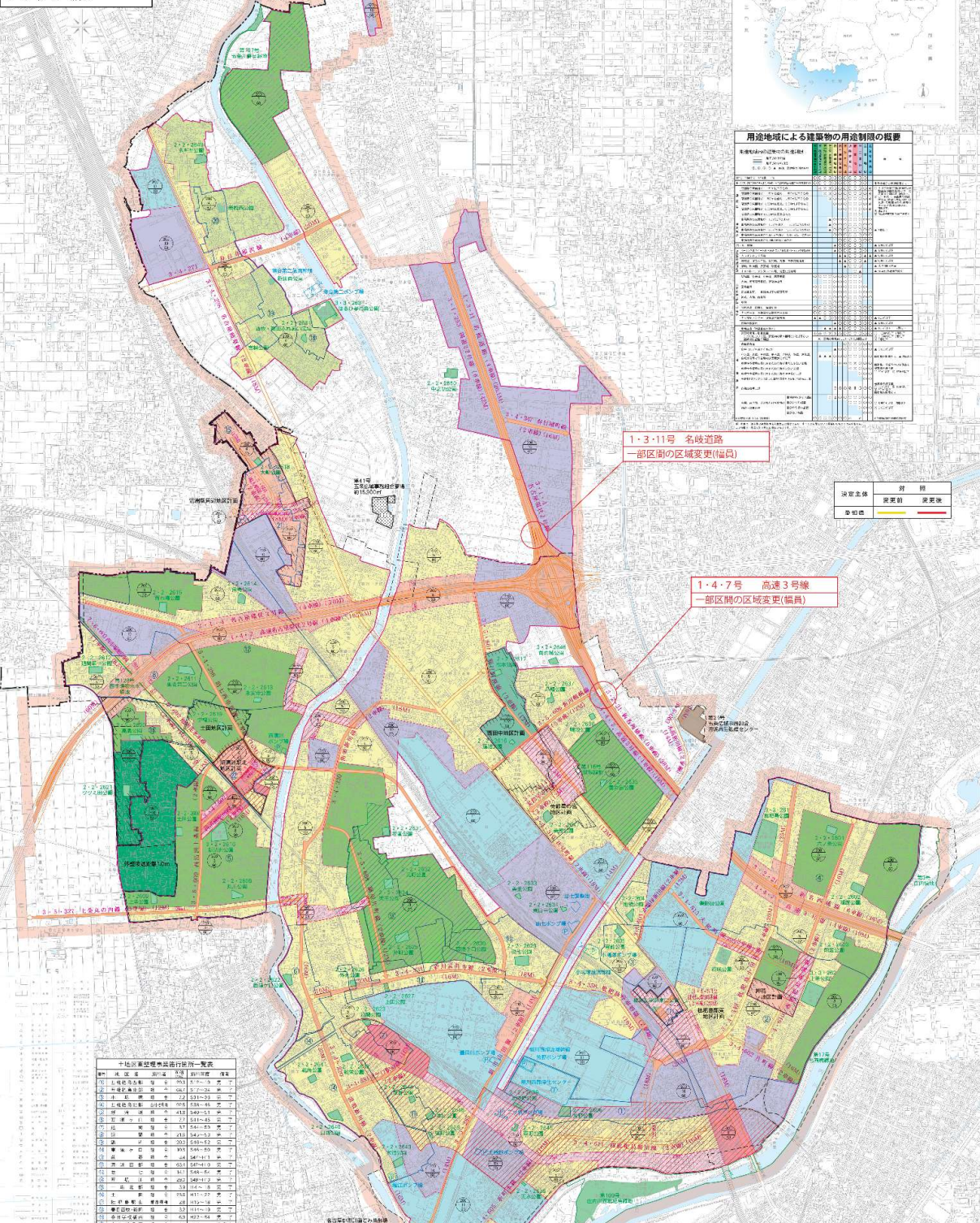
都市計画法	昭和22年7月20日 公布	第101号 政令
都市計画法施行令	昭和22年7月20日 公布	第102号 政令
都市計画法施行規則	昭和22年7月20日 公布	第103号 政令
都市計画法施行令の一部改正令	昭和23年7月20日 公布	第104号 政令
都市計画法施行規則の一部改正令	昭和23年7月20日 公布	第105号 政令
都市計画法施行令の一部改正令	昭和24年7月20日 公布	第106号 政令
都市計画法施行規則の一部改正令	昭和24年7月20日 公布	第107号 政令
都市計画法施行令の一部改正令	昭和25年7月20日 公布	第108号 政令
都市計画法施行規則の一部改正令	昭和25年7月20日 公布	第109号 政令
都市計画法施行令の一部改正令	昭和26年7月20日 公布	第110号 政令
都市計画法施行規則の一部改正令	昭和26年7月20日 公布	第111号 政令
都市計画法施行令の一部改正令	昭和27年7月20日 公布	第112号 政令
都市計画法施行規則の一部改正令	昭和27年7月20日 公布	第113号 政令

1:10,000 地形図

総括図
 路線番号 1・4・7号 高速3号線
 1・3・11号 名岐道路
 縮尺 1/10,000
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 清須市



用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種中高層住居専用地域	住宅	第一種中高層住居専用
	店舗	第一種中高層住居専用
	事務所	第一種中高層住居専用
第二種中高層住居専用地域	住宅	第二種中高層住居専用
	店舗	第二種中高層住居専用
	事務所	第二種中高層住居専用
第三種中高層住居専用地域	住宅	第三種中高層住居専用
	店舗	第三種中高層住居専用
	事務所	第三種中高層住居専用
第一種中層住居専用地域	住宅	第一種中層住居専用
	店舗	第一種中層住居専用
	事務所	第一種中層住居専用
第二種中層住居専用地域	住宅	第二種中層住居専用
	店舗	第二種中層住居専用
	事務所	第二種中層住居専用
第一種低層住居専用地域	住宅	第一種低層住居専用
	店舗	第一種低層住居専用
	事務所	第一種低層住居専用
第二種低層住居専用地域	住宅	第二種低層住居専用
	店舗	第二種低層住居専用
	事務所	第二種低層住居専用
第一種商業地域	店舗	第一種商業
	事務所	第一種商業
	工場	第一種商業
第二種商業地域	店舗	第二種商業
	事務所	第二種商業
	工場	第二種商業
第一種工業地域	工場	第一種工業
	倉庫	第一種工業
	事務所	第一種工業
第二種工業地域	工場	第二種工業
	倉庫	第二種工業
	事務所	第二種工業



用途種別	用途種別	用途種別	用途種別
1 第一種中高層住居専用地域	11 第一種商業地域	21 第一種工業地域	31 第一種低層住居専用地域
2 第二種中高層住居専用地域	12 第二種商業地域	22 第二種工業地域	32 第二種低層住居専用地域
3 第三種中高層住居専用地域	13 第一種中層住居専用地域	23 第三種工業地域	33 第一種中層住居専用地域
4 第一種中層住居専用地域	14 第二種中層住居専用地域	24 第二種中層住居専用地域	34 第二種中層住居専用地域
5 第一種低層住居専用地域	15 第一種工業地域	25 第一種低層住居専用地域	35 第一種工業地域
6 第二種低層住居専用地域	16 第二種工業地域	26 第二種低層住居専用地域	36 第二種工業地域
7 第一種商業地域	17 第一種商業地域	27 第一種商業地域	37 第一種商業地域
8 第二種商業地域	18 第一種中層住居専用地域	28 第二種商業地域	38 第二種中層住居専用地域
9 第一種工業地域	19 第二種中層住居専用地域	29 第一種工業地域	39 第一種工業地域
10 第二種工業地域	20 第一種低層住居専用地域	30 第二種工業地域	40 第二種工業地域

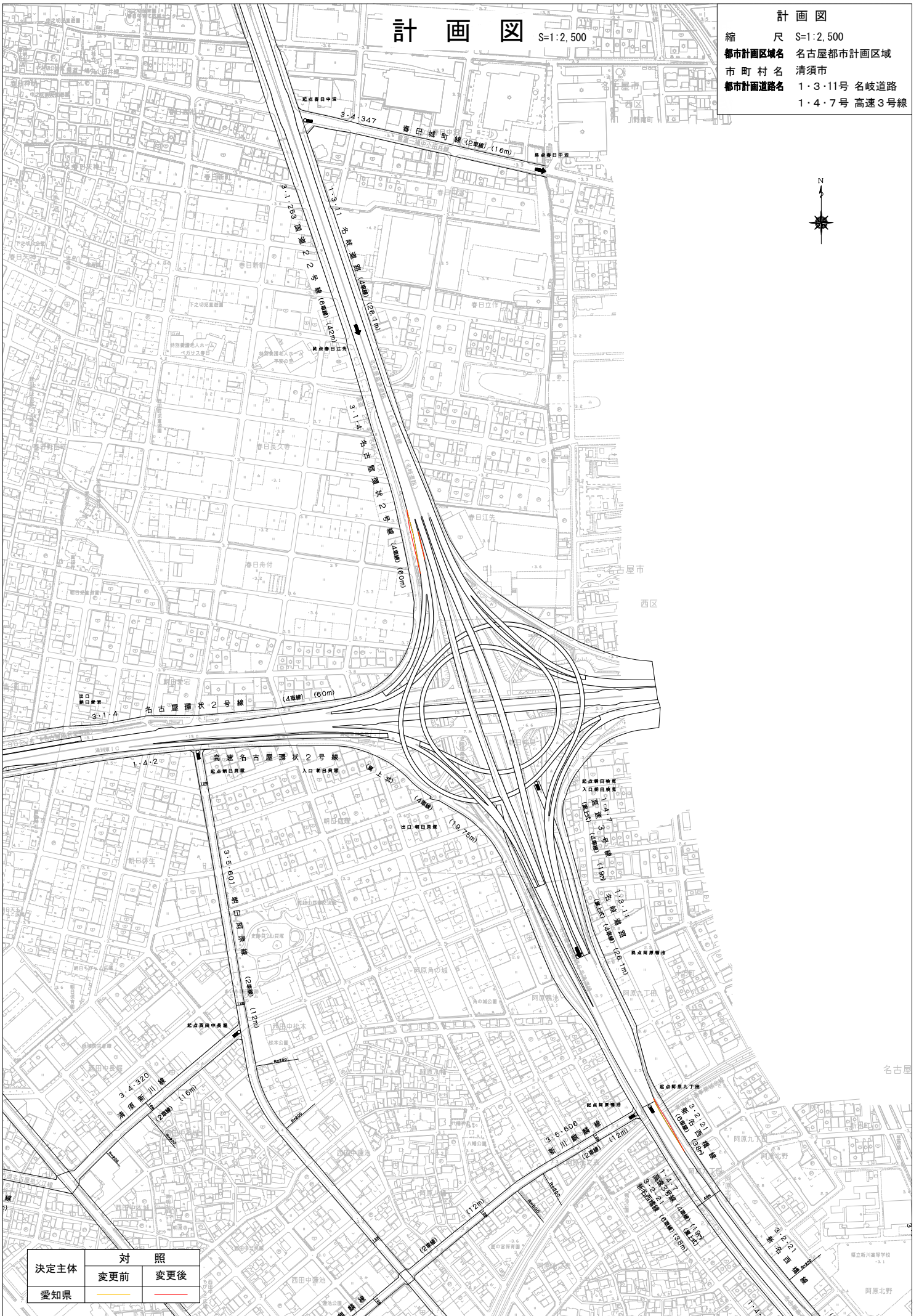
凡例	凡例
1 用途地域	11 都市計画区域
2 第一種中高層住居専用地域	12 行政区域
3 第二種中高層住居専用地域	13 市街化区域
4 第三種中高層住居専用地域	14 都市計画区域(白)
5 第一種中層住居専用地域	15 自然公園
6 第二種中層住居専用地域	16 防火地域
7 第一種低層住居専用地域	17 準防火地域
8 第二種低層住居専用地域	18 地区計画区域
9 第一種商業地域	19 シェアハウス
10 第二種商業地域	20 都市計画区域(白)
11 第一種工業地域	21 都市計画区域(白)

計画図

S=1:2,500

計画図

縮尺 S=1:2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 清須市
 都市計画道路名 1・3・11号 名岐道路
 1・4・7号 高速3号線

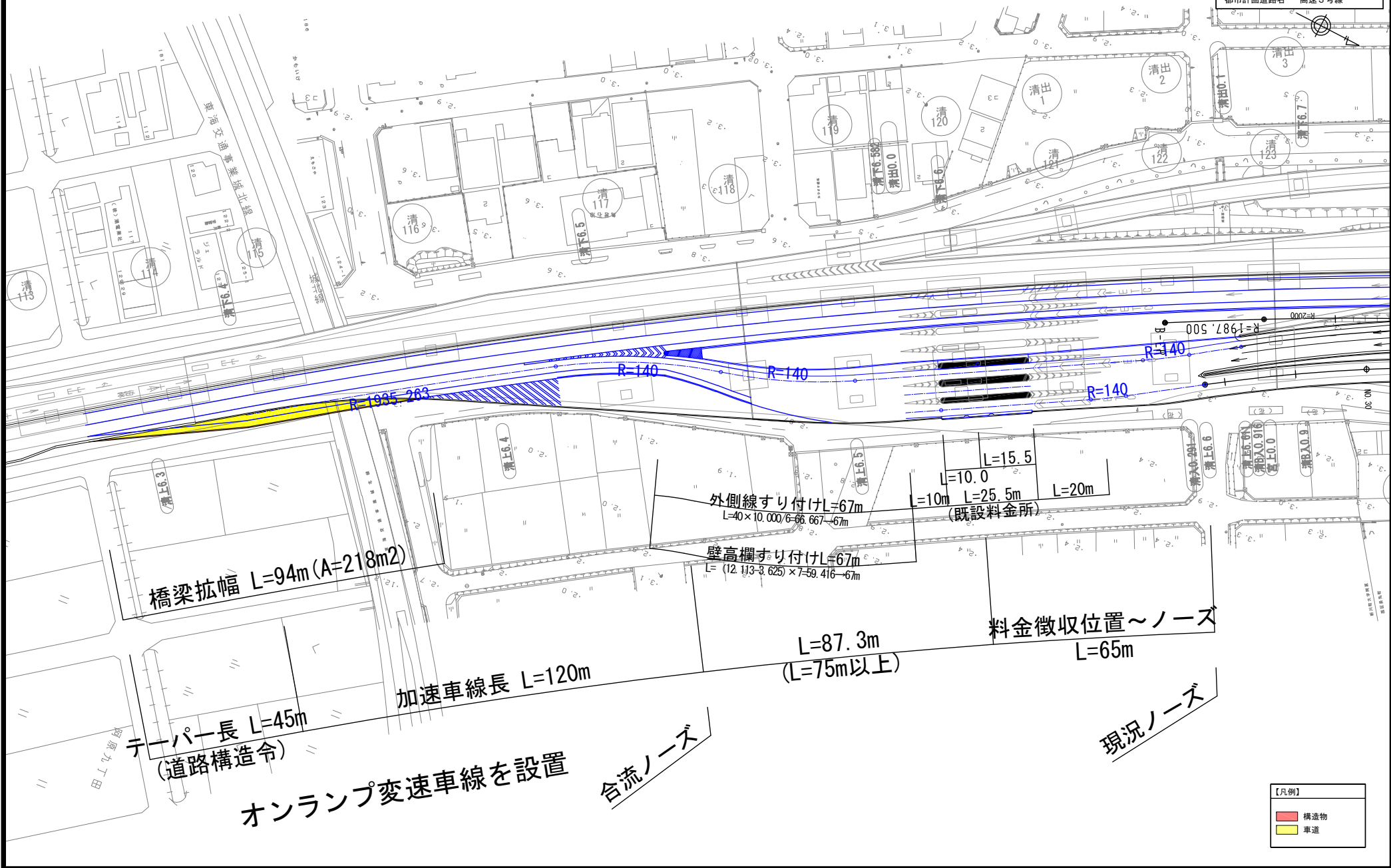


決定主体	対 照	
	変更前	変更後
愛知県		

平面図 (1) S=1:1000 (A3)
 高速3号線

参考図書

参考：平面図 (1)
 縮尺 1/1000
 都市計画道路名 高速3号線



橋梁拡幅 $L=94m$ ($A=218m^2$)

テーパー長 $L=45m$
 (道路構造令)

加速車線長 $L=120m$

オンランプ変速車線を設置

合流ノーズ

外側線すり付け $L=67m$
 $L=40 \times 10.000/6-66.667-67m$

壁高欄すり付け $L=67m$
 $L=(12.1/3-3.625) \times 7-59.416-67m$

$L=10.0$
 $L=15.5$
 $L=25.5m$
 $L=20m$
 (既設料金所)

$L=87.3m$
 ($L=75m$ 以上)

料金徴収位置～ノーズ
 $L=65m$

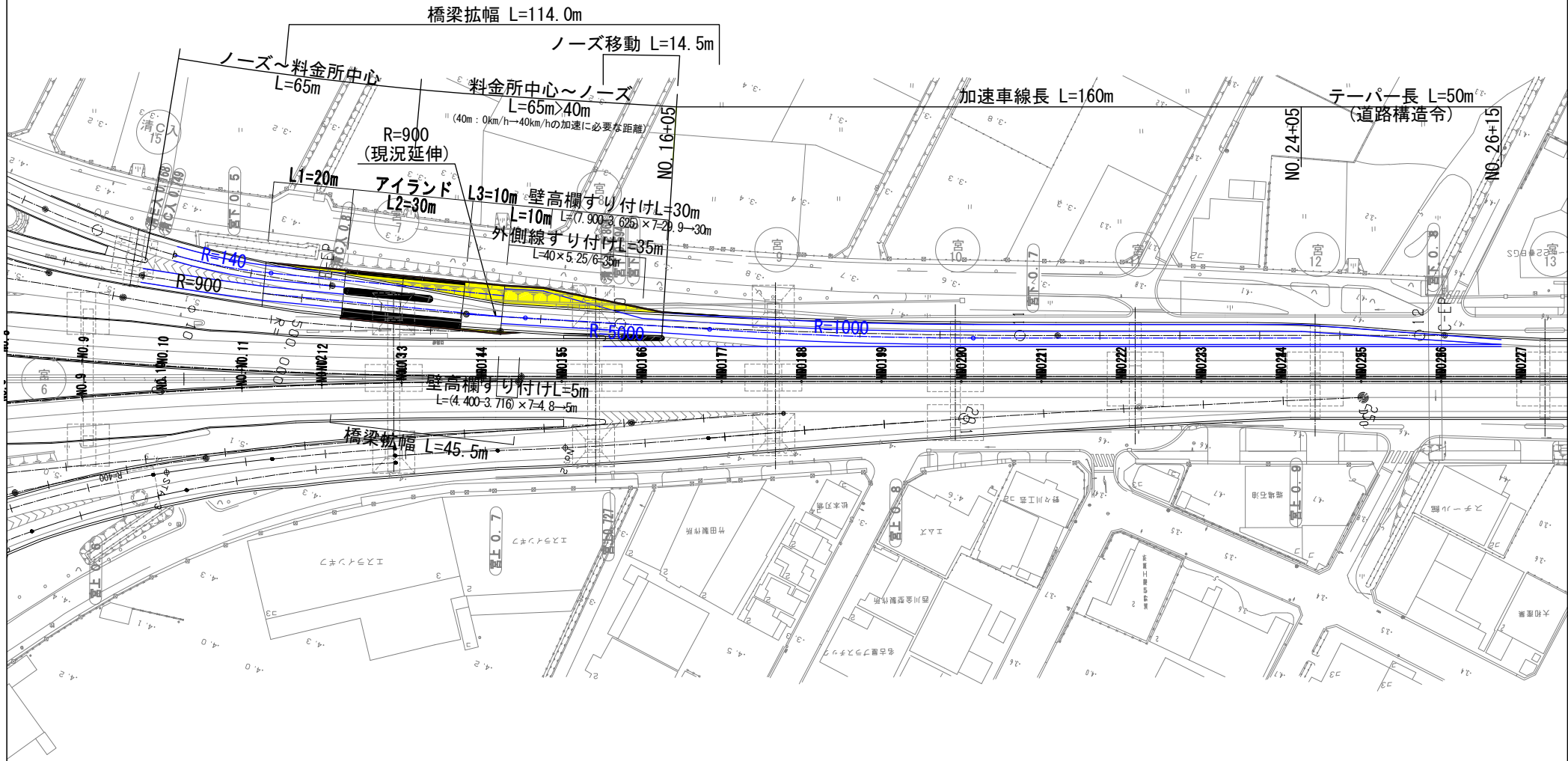
現況ノーズ

【凡例】
 構造物
 車道

平面図 (2) S=1:1000 (A3)
 名岐道路

参考図書

参考：平面図 (2)
 縮尺 1/1000
 都市計画道路名 名岐道路



【凡例】

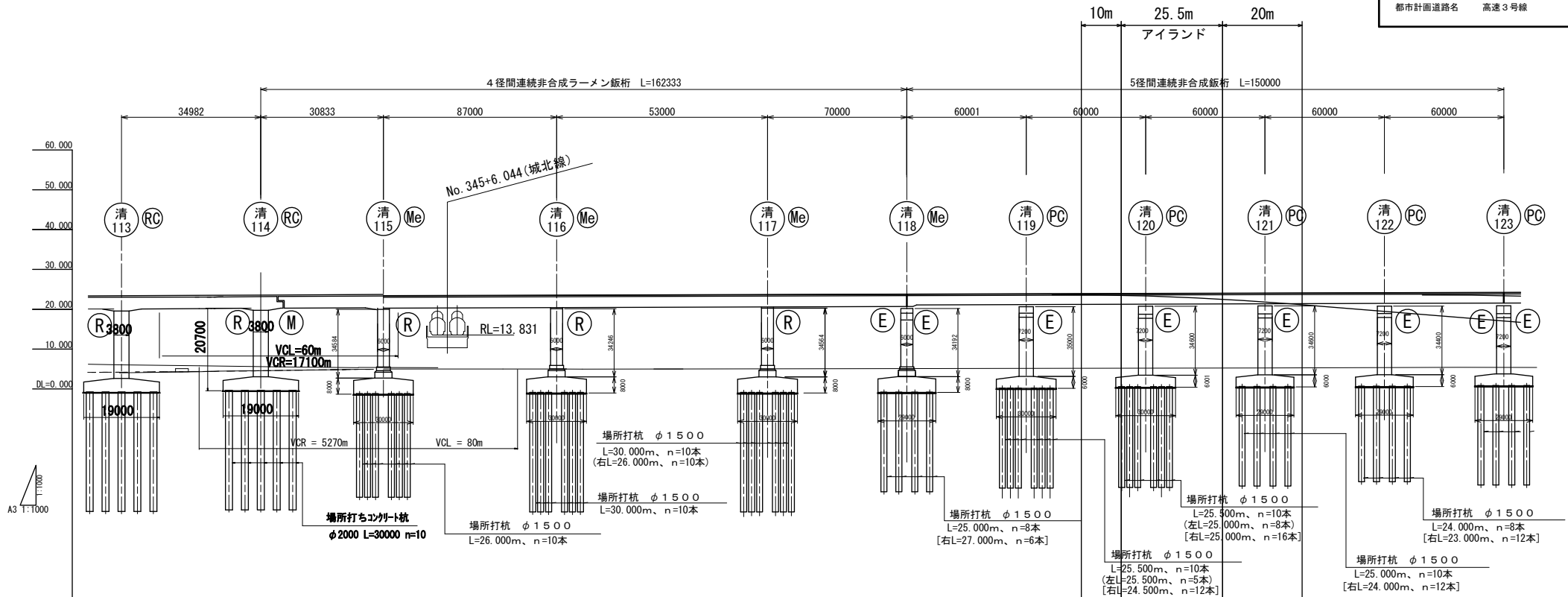
	構造物
	車道

縦断図(1) A3 V:1:1000
H:1:1000
高速3号線

参考図書

参考：縦断図(1)

縮尺 V 1/1000, H 1/1000
都市計画道路名 高速3号線



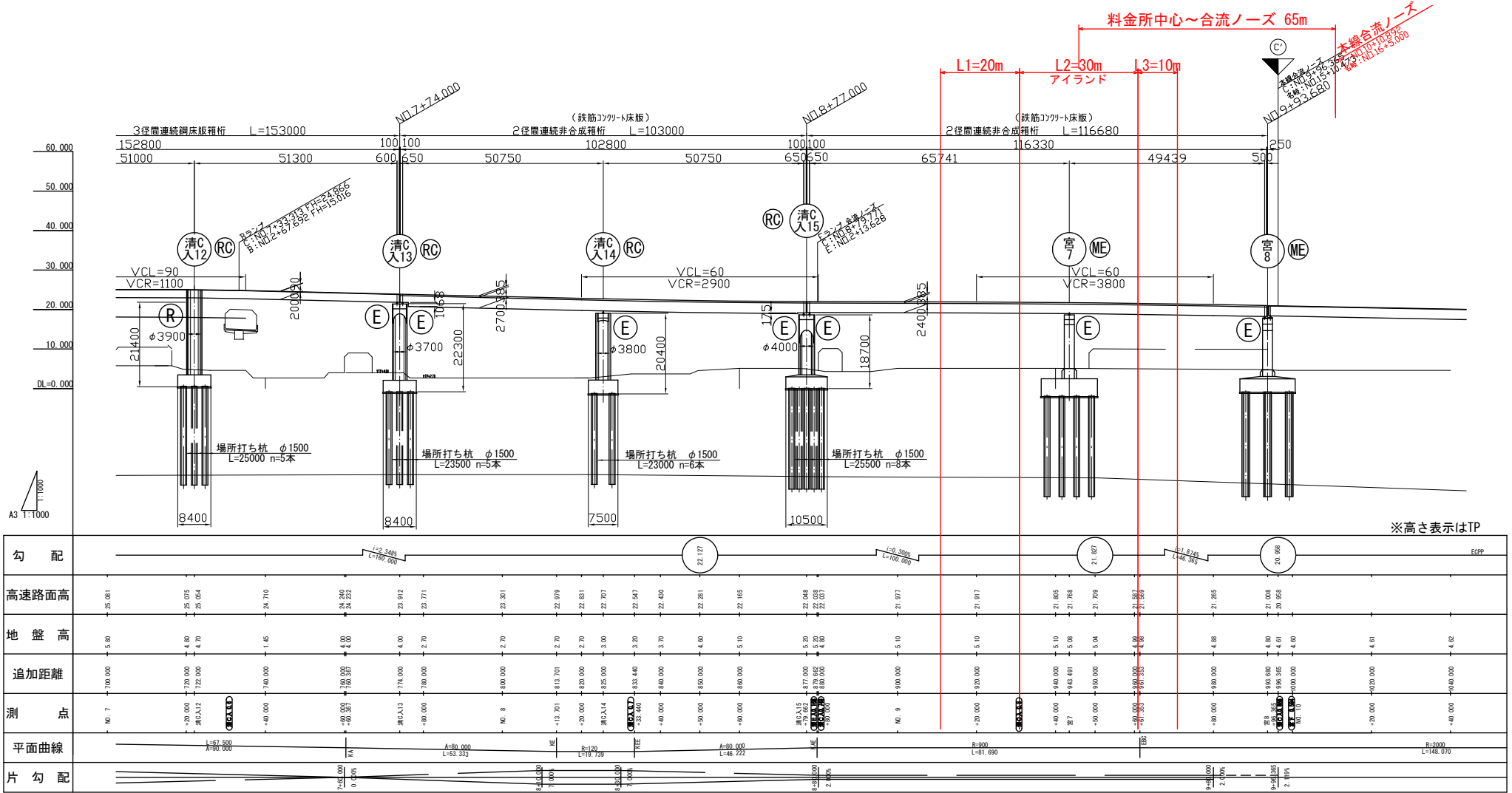
A3 T:1000

勾配																							
高速路面高	23.333		23.570	23.592	23.662	23.697	23.727	23.787	23.897	23.897	24.027	24.147	24.182	24.207	24.467	24.472	24.527	24.562	24.447	24.452	24.507	24.542	
地盤高	6.08	6.07	5.57	5.57	5.36	5.34	5.31	5.29	5.28	5.24	5.28	5.42	5.44	5.46	5.53	5.53	5.54	5.56	5.60	5.60	5.72	5.72	
追加距離	6820.000	6823.655	6859.167	6860.000	6883.655	6890.000	6900.000	6920.000	6933.500	6940.000	6960.000	6980.000	6981.500	6981.500	7080.000	7081.500	7100.000	7111.500	7140.000	7141.500	7150.000	7171.500	
測点	M0.341 清 113 + 4.185		M0.342 清 114 + 3.655	M0.343 清 115 + 3.655	M0.344 清 116 + 2.655	M0.345 清 117 + 1.000	M0.346 清 118 + 1.000	M0.347 清 119 + 1.000	M0.348 清 120 + 1.000	M0.349 清 121 + 1.000	M0.350 清 122 + 1.000	M0.351 清 123 + 1.000	M0.352 清 124 + 1.000	M0.353 清 125 + 1.000	M0.354 清 126 + 1.000	M0.355 清 127 + 1.000	M0.356 清 128 + 1.000	M0.357 清 129 + 1.000	M0.358 清 130 + 1.000	M0.359 清 131 + 1.000	M0.360 清 132 + 1.000	M0.361 清 133 + 1.000	
平面曲線																							
片勾配																							

縦断図(2) A3 V=1:1000
H=1:1000
名岐道路

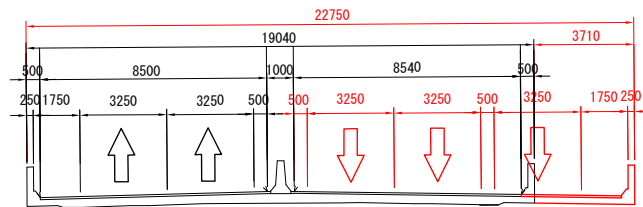
参考図書

参考：縦断図(2)
縮 尺 V 1/1000, H 1/1000
都市計画道路名 名岐道路



参考：横断図
縮 尺 1/200
都市計画道路名 高速3号線、名岐道路

高速3号線
(清115橋脚部)



名岐道路
(新設料金所中心部)

